

歯科口腔保健の推進に関する法律と 最近の歯科保健医療施策の動き

第20回全国歯科保健推進研修会

於 県民福祉プラザ(青森県)
平成24年10月26日
厚生労働省医政局歯科保健課長
上條 英之

今日お話をする主な内容

- × 歯科口腔保健の推進に関する法律の制定
- × 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
- × 平成25年度予算要求等
- × その他の歯科保健医療施策の動き

歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成23年8月10日法律第95号)

歯科に関する法制定の主な動き

1953年 「むし歯予防法要綱」を参議院法制局が策定

1974年 歯科保健問題懇談会報告書
→ むし歯予防法(仮称)の制定が提言

1989年 成人歯科保健対策検討会中間報告
→ 8020運動が開始

2002年 健康増進法が成立

2011年 「歯科口腔保健の推進に関する法律」



歯科口腔保健の推進に関する法律案の概要

- 口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- 国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効



国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」）の推進に関する施策を総合的に推進

基本理念

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

責務

①国及び地方公共団体、②歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等、③国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④国民について、責務を規定

歯科口腔保健の推進に関する施策

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等



実施体制

基本的事項の策定等

国：施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を策定・公表
都道府県：基本的事項の策定の努力義務

口腔保健支援センター

都道府県、保健所設置市及び特別区が設置〔任意設置〕
※センターは、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施等の支援を実施

※国及び地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。

歯科口腔保健の推進に関する基本的

事項（平成24年7月23日制定）

歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の構成（イメージ）

厚生科学審議会

地域保健健康増進栄養部会

次期国民健康づくり運動プラン
策定専門委員会

歯科口腔保健の推進に
関する専門委員会

調和

ワーキンググループ



「歯科口腔保健の推進に関する専門委員会」、
「地域保健健康増進栄養部会」において
平成24年5月～6月に基本的事項案を作成。
7月23日に大臣告示。



歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（イメージ）

国の基本的事項

基本的な方針、目標等

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

歯科疾患の予防

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健の推進に関する重要事項

- ・調査の実施及び活用
- ・研究の推進

- ・歯科口腔保健に関する正しい知識の普及
- ・歯科口腔保健を担う人材の確保、資質向上
- ・歯科口腔保健を担う者の連携及び協力



都道府県、市町村の基本的事項作成の留意事項



国の基本方針

健康日本21（第2次）

調和

都道府県等の基本的事項

国の基本的事項を勘案し、地域の状況に応じて作成

調和

都道府県等の健康増進計画

国の歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進

都道府県の歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進

国民保健の向上に寄与

「歯科疾患の総合的管理及び高齢者の口腔機能評価に係る基本的な考え方に関する検討会 (日本歯科医学会「平成19年11月13日」)

- 高齢者の歯科診療においては、歯科疾患の管理のみならず、健康の維持・回復や誤嚥性肺炎の防止を図る観点からも、その心身の特性を踏まえた継続的な口腔機能の管理が重要となっている。
- とくに後期高齢者では、口腔機能の評価及び管理を適切に行うことが強く求められている。

かみあわせの状況

年 齢 (歳)	人数(人)	割合 (%)			
	総 数	両側で 接触のある者	片側のみ 接触のある者	両側とも 接触のない者	不詳
総 数	3,718	74.2	5.1	19.2	1.5
15～19	113	98.2	—	0.9	0.9
20～24	89	98.9	—	—	1.1
25～29	122	98.4	0.8	—	0.8
30～34	193	97.4	—	—	2.6
35～39	271	98.2	0.7	0.4	0.7
40～44	227	97.8	0.9	0.9	0.4
45～49	210	95.7	1.0	1.4	1.9
50～54	257	89.5	3.1	5.1	2.3
55～59	286	81.8	6.3	8.4	3.5
60～64	440	78.9	4.5	15.2	1.4
65～69	395	70.1	7.8	20.8	1.3
70～74	444	54.3	7.7	36.5	1.6
75～79	340	44.4	10.3	44.4	0.9
80～84	225	28.0	14.2	56.9	0.9
85～	106	19.8	3.8	74.5	1.9

4mm以上の歯周ポケットを有する者の割合

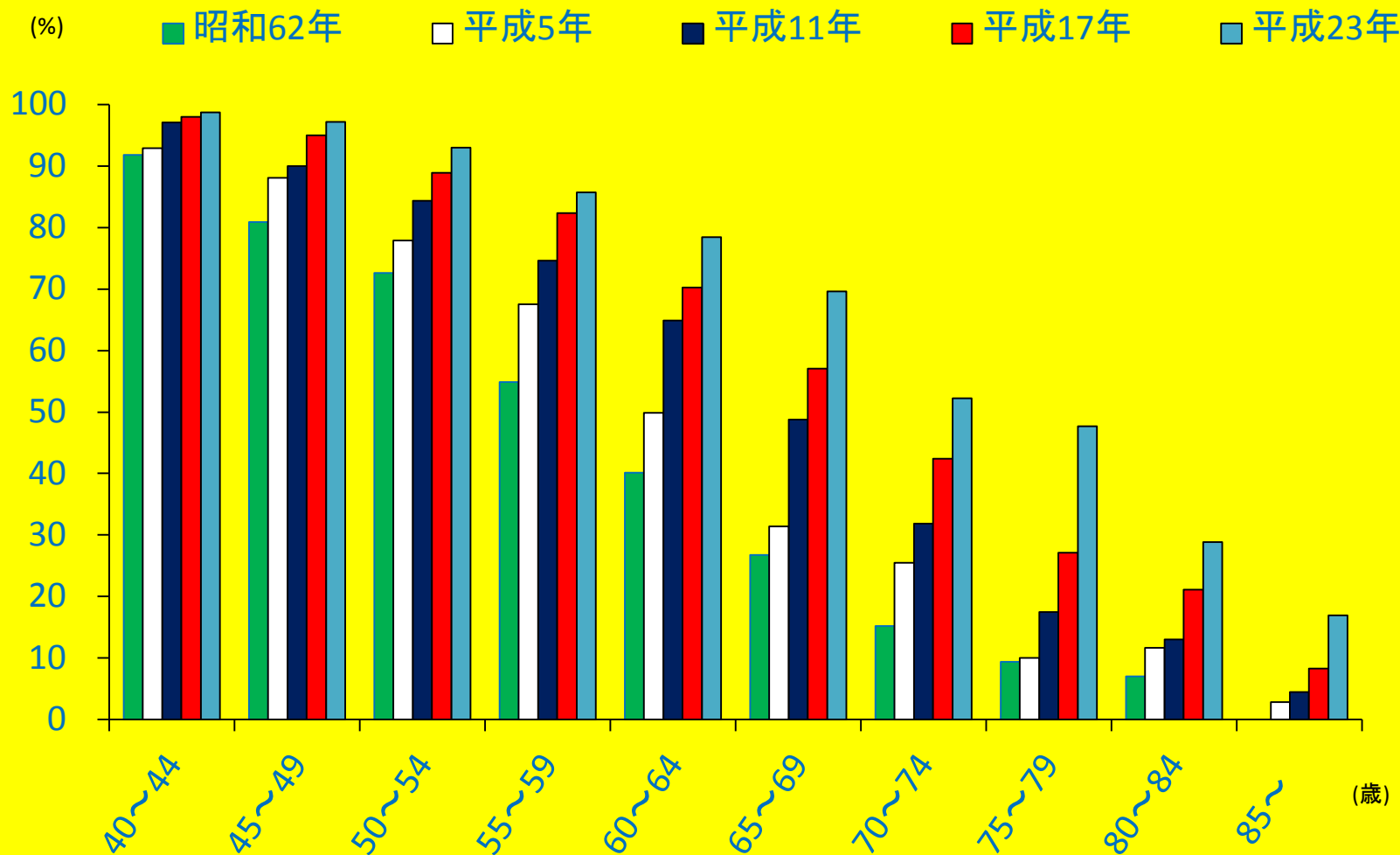
(%)

年齢階級 (歳)	平成11年	平成17年	平成23年
15～19	7.8	5.1	4.5
20～24	13.5	9.5	13.5
25～29	17.9	18.4	13.9
30～34	24.6	23.9	20.3
35～39	26.4	23.7	23.3
40～44	36.5	28.9	25.6
45～49	41.0	42.8	30.5
50～54	45.7	41.8	35.4
55～59	49.5	48.3	46.2
60～64	50.5	51.2	47.5
65～69	48.6	49.3	50.8
70～74	41.6	48.4	42.8
75～79	31.2	41.5	49.0
80～84	28.1	33.3	42.6
85～	13.6	22.2	36.8

注1)平成11年と平成17年以降では、1歯あたりの診査部位が異なる。

注2)被調査者のうち対象歯を持たない者も含めた割合を算出した。

20本以上の歯を有する者の割合の年次推移



注) 昭和62年は、80歳以上でひとつの年齢階級としている。

歯科疾患予防の目標(基本的事項)

(1) 乳幼児期

・3歳児、う蝕のない者 77.1%→90%

(2) 学齢期(高等学校等を含む)

・12歳児、う蝕のない者 54.6%→65%

・中学生・高校生、歯肉所見を有する者 25.1%→20%

(3) 成人期(妊産婦を含む)

◎20歳代、歯肉所見を有する者 31.7%→25%

◎40歳代、歯周炎を有する者 37.3%→25%

・40歳、未処置歯を有する者 40.3%→10%

◎40歳、喪失歯のない者 54.1%→75%

(4) 高齢期

・60歳、未処置歯を有する者 37.6%→10%

◎60歳代、歯周炎を有する者 54.7%→45%

◎60歳、24歯以上有する者 60.2%→70%

◎80歳、20歯以上有する者 25.0%→50%

◎でアンダーラインは、健康日本21(第2次)の目標でも設定

その他の目標(基本的事項)

- 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標
 - (1) 乳幼児期、学齢期(高等学校等を含む)
 - ・3歳児、不正咬合のある者 12.3%→10%
 - (2) 成人期、高齢期
 - ◎60歳代、咀嚼良好者 73.4%→80%
- 定期的な歯科検診、歯科医療を受けることが困難な者における目標
 - (1) 障害者
 - ・定期的な歯科検診実施率 66.9%→90%
 - ※障害(児)者入所施設
 - (2) 要介護高齢者
 - ・定期的な歯科検診実施率 19.2%→50%
 - ※介護老人福祉施設、介護老人保健施設
- 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標
 - ◎歯科検診受診者 34.1%→65%
 - ◎3歳児、う蝕なし80%以上の都道府県数 6→23
 - ◎12歳児、平均う蝕数1未満の都道府県数 7→28
 - ・歯科関係の条例を策定している都道府県数 26→36
- ◎でアンダーラインは、健康日本21(第2次)の目標でも設定

**地域保健対策の推進に関する
基本的な指針の改正の概要
(歯科口腔保健に関する部分)**

平成24年7月31日改正

- 地域の歯科口腔保健の推進に関し都道府県は関係機関と連携し、地域の状況に応じた歯科口腔保健の基本的事項を策定するよう努めること。

- 都道府県及び市町村は、保健所と連携して
 - ・ 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発
 - ・ 定期的に歯科検診を受けること等の推奨
 - ・ 障害者等が定期的に歯科検診や保健指導を受けるための施策、
 - ・ 歯科疾患予防の措置、

- ・ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等に関する施策を講じる

- 都道府県、政令市及び特別区は、口腔保健支援センターを設け、
歯科医療等業務に従事する者等に対する
 - ・ 情報提供、
 - ・ 研修の実施
 - ・ その他の支援を行うこと

医療計画作成指針(平成24年3月30日)

→ 歯科医療機関の役割を新設

- 歯科口腔保健は、患者の生活の質を維持していく上で基礎的かつ重要な役割を果たすものであり、
- それぞれの医療連携体制の中で、口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じた、適切かつ効果的な歯科口腔保健の推進が求められる
- 在宅での療養する患者を対象とした在宅歯科医療の提供など、都道府県は、医療連携体制の構築に当たって、歯科医療が果たす役割を医療計画に明示することにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る。

平成25年度予算要求等

平成25年度厚生労働省予算概算要求の姿

(24年度予算額)
29兆1,752億円



(25年度要求額)
30兆266億円

(対24年度増額)
(+8,514億円)

一般会計

(単位:億円)

区 分	平成24年度 予 算 額 (A)	平成25年度 要 求 額 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
一 般 会 計	291,752	300,266	8,514	2.9%
うち 年金・医療等 に係る経費等	277,925	286,338	8,412	3.0%
うち 特別重点・ 重点要求	—	1,088	1,088	—

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

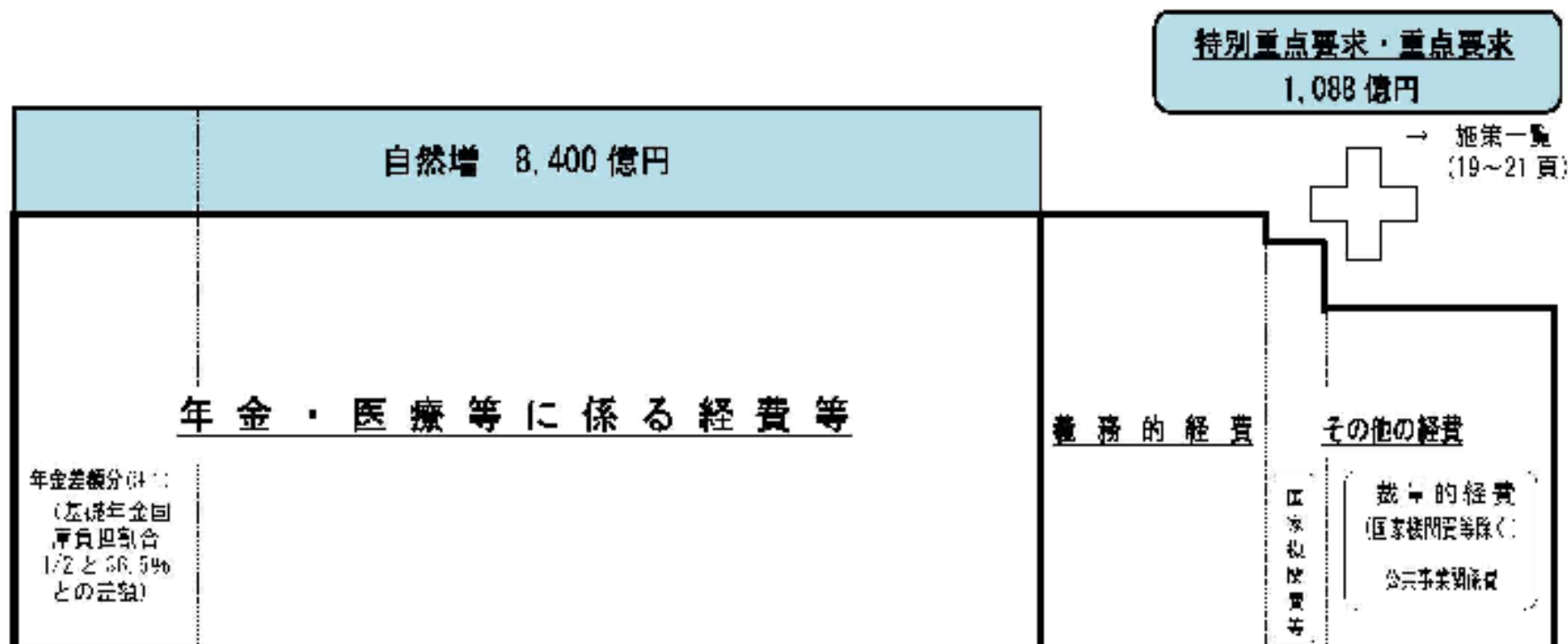
(注1) 平成24年度予算額は当初予算額である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注3) 年金・医療等に係る経費等には、年金差額分(基礎年金国庫負担割合1/2と36.5%分との差額:24年度2兆4,879億円、25年度要求2兆5,672億円)を含む。

(注4) 平成24年度予算額及び平成25年度要求額には、B型肝炎の給付金等支給経費(24年度 345億円、25年度要求 572億円)を含む。

平成 25 年度 厚生労働省概算要求（一般会計）のフレーム



注1 年金差額分（自然増含む）については、消費税引上げ分を繰越財源として確保したつなぎ国債（年金特例公債）を発行して年金財政に繰り入れることとされている。

注2 ①医療保険における70歳以上75歳未満の患者負担の取扱い、②過去の年金国庫負担繰り延べの返済、③年金保険料の中務費への充当の解消、④社会保障・税番号制度関係システムの導入、⑤雇用保険・求職者支援の国庫負担の本則戻し、⑥高齢者医療支援金の総額割に応じた負担と協会けんぽの国庫補助の取扱い、⑦生活保護基準の検証・見直し、⑧難病対策等の見直しなどについては、予算編成過程で検討。

<別枠で要求するもの>

- 国土本大震災復興・復興経費
- B型肺炎の結核年金支給経費

平成25年度の主な歯科関係新規予算要求

1 口腔保健推進事業

○口腔保健支援センター設置推進事業

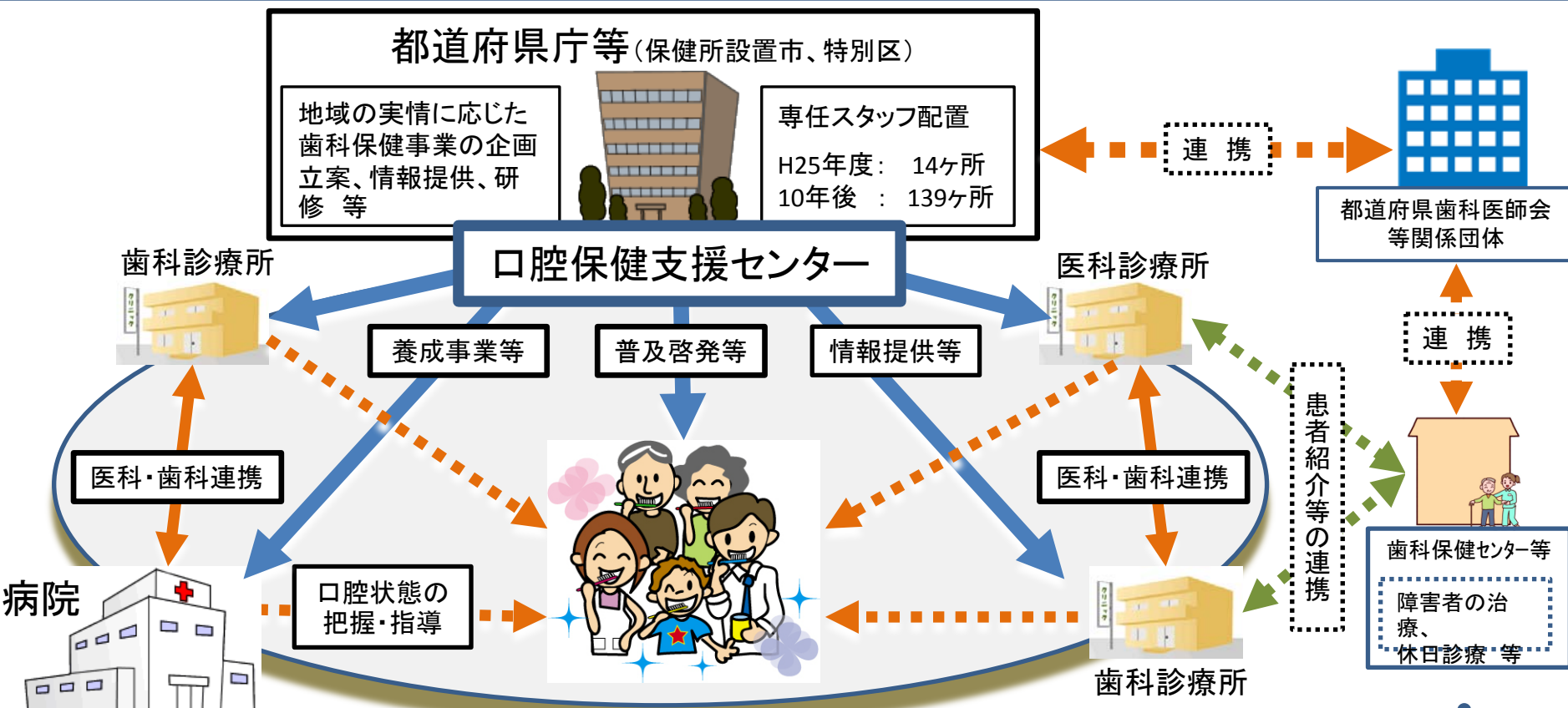
○歯科保健医療サービス提供困難者の
歯科保健医療推進事業

○障害者等歯科医療技術者養成事業

○医科歯科連携等調査実証事業

2 歯科診療情報の標準化に関する実証事業

口腔保健支援センターを拠点とした歯科保健事業の展開



口腔保健支援センターの役割

「歯科口腔保健の推進に関する法律」(平成23年8月10日施行)

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等 (第7条)
 - ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等 (第8条)
 - ③ 障害者等の定期的歯科検診受診のための施策等 (第9条)
 - ④ 歯科疾患の予防のための措置等 (第10条)
 - ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等 (第11条)
- に関する情報提供、研修の実施その他の支援を行う。(第15条)

口腔保健支援センターの整備促進

口腔保健推進事業

- 口腔保健支援センター設置推進事業
 - ・ 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発 等
- 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業
 - ・ 口腔状態の把握及び指導 等
- 障害者等歯科医療技術者養成事業
 - ・ 対応可能な歯科医師・歯科衛生士の養成
- 医科・歯科連携等調査実証事業
 - ・ 先駆的取組に対する安全性や効果等の実証

医科・歯科連携の推進

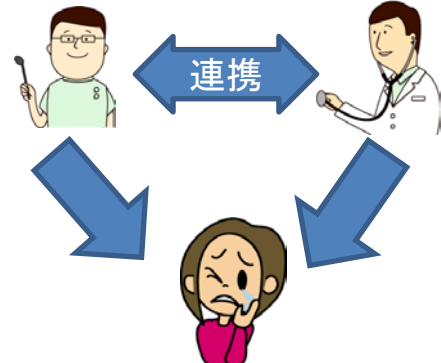
医科・歯科連携のための協議会

医科・歯科連携の取組

歯科医師

医師

連携



歯周病と糖尿病などの
医科と歯科が連携した取組

情報収集

取組の実証

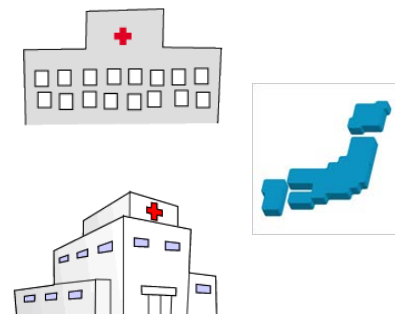


医科歯科連携の取組の
安全性や効果等を実証

普及

先駆的な事例を普及

安全性や効果等が認めら
れる先駆的な事例を普及



情報収集

情報収集

情報収集

先駆的な取組

先駆的な取組

先駆的な取組

【具体的な例】

糖尿病患者は歯周病に罹患しやすいことがわかっている。歯科診療所において歯周病患者の血糖値を測定し、糖尿病が疑われれば、医科と歯科の医療機関が連携して糖尿病と歯周病の治療を行う。

歯科診療情報の標準化に関する実証事業(新規)

平成25年度

歯科医療機関が電子カルテにおいて保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化及びその活用の在り方に関する検討を行うとともに、その検討内容をモデル事業を通じて実証する。

検討会経費 436万円

＜主な検討内容＞

- ・電子カルテにおける身元確認に資する歯科診療情報の標準化
- ・災害時の歯科診療情報の活用の在り方
- ・歯科診療録の在り方
- ・関係団体へのヒアリング など



モデル事業

結果に基づき
検討

＜歯科診療情報の試験的運用の実施＞

- ・地域の歯科医療機関が電子カルテにおいて保有する身元確認に資する歯科診療情報を標準化
- ・標準的な形式のデータを抽出するシステムの開発・導入
- ・保存したデータの活用に関する検証
データの機密性、一致率、使い勝手等を検証

モデル事業経費
834万円×2箇所



標準化

歯科診療情報の標準化

◎口腔保健推進事業(要求中)

- ・補助率は2分の1
- ・補助先は、都道府県等

◎現段階では、

医療提供体制推進事業費補助金(いわゆる統合補助金、8020運動推進特別事業等を含む)ではなく、

医療施設運営費等補助金での運用による位置づけを検討中

歯周疾患対策の経緯



在宅介護者への歯科口腔保健推進事業

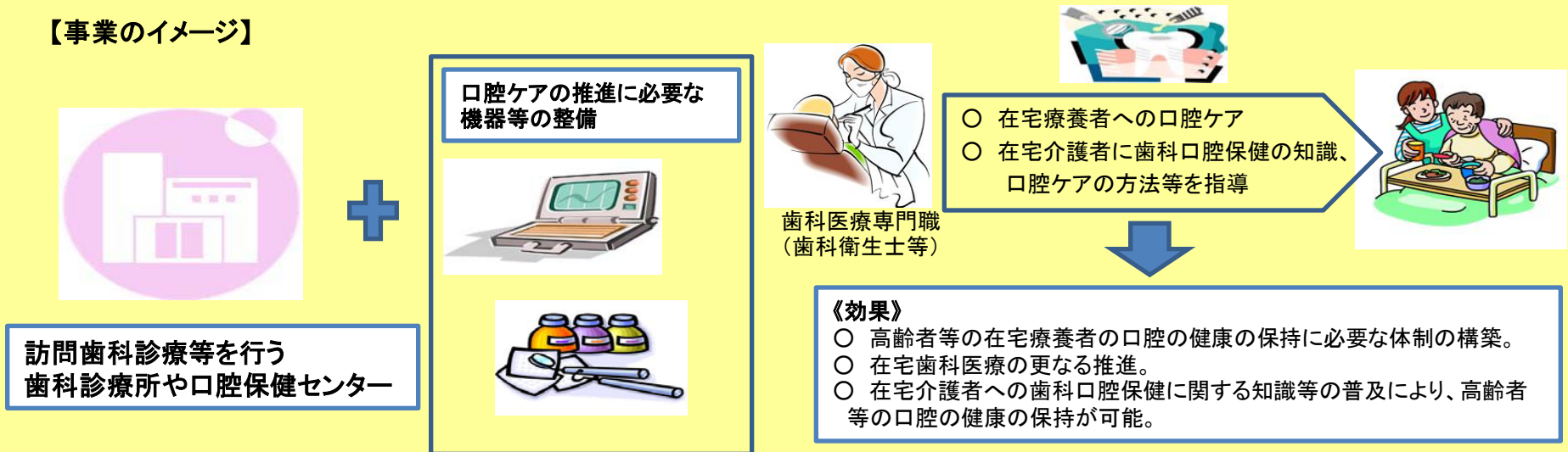
【事業の背景】

- 高齢者や障害者、寝たきり等、在宅で療養する方々(在宅療養者)の健康の保持・増進には、口から食物を食べ、栄養を摂取すること、また、誤嚥性肺炎を予防することが肝心であるが、これを実行するためには、在宅療養者の口腔を清潔にし、健康を保つことが必要。
- 口腔の健康等を保つためには、日常生活での歯科疾患の予防に向けた取組等が大切であるが、在宅療養者にとっては、自力でこれを実施することが困難な場合が多い。
- このような在宅療養者には、切れ目なく歯科保健医療を提供することが重要。

【事業の概要】

訪問歯科診療を実施しながら口腔ケア等の歯科口腔保健を推進している歯科診療所や口腔保健センターに対して、在宅療養者の口腔ケア、在宅療養者を介護する家族やヘルパー等(在宅介護者)に対する歯科口腔保健の知識等の指導を効率的に行うために必要な機器を整備し、在宅療養者に対して切れ目なく歯科保健医療を提供する。

【事業のイメージ】



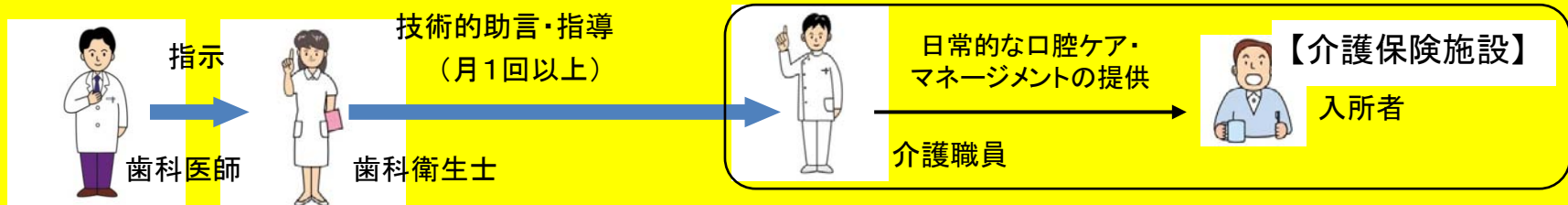
【 所要額:100,956千円 (補助先:都道府県(間接補助先:歯科医療機関)、補助率:国 1/2 都道府県 1/2以内) 】

24年介護報酬改定で口腔機能維持管理加算の見直し

介護保険施設の入所者に対する口腔ケアの取組みを充実する観点から、口腔機能維持管理加算について歯科衛生士が入所者に対して直接口腔ケアを実施した場合の施設の取組を評価する。

口腔機能維持管理体制加算（平成21年度介護報酬改定において新設、**名称変更**）30単位

○ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月一回以上行っていること。

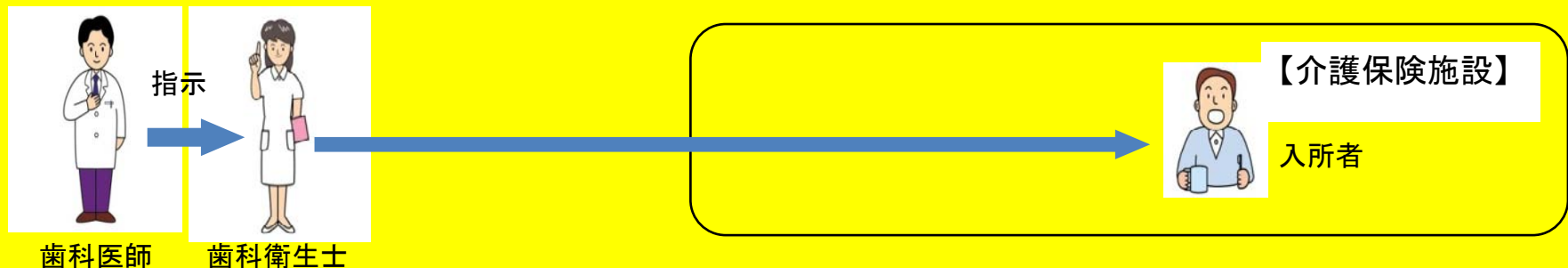


口腔機能維持管理加算（平成24年度介護報酬改定において新たに評価）

110単位

○ 口腔機能維持管理体制加算を算定している介護保険施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者又は入院患者に対する口腔ケアを月4回以上行っていること。

歯科衛生士による口腔ケア(月4回以上)



その他の歯科口腔保健施策の動き

- × 歯科関係行事等の名称変更
- × 歯科インプラント治療
- × 歯科衛生士法の改正について
- × 歯科技工士の法規改正の動き
- × 歯科専門職の資質向上検討会

母と子のよい歯のコンクール
(平成24年度まで61回実施)



親と子のよい歯のコンクール
(平成25年度から名称変更予定)

歯の衛生週間（昭和33年～）

→ 歯科口腔保健の推進に関する法律の制定を踏まえ

→ 平成25年度以降、名称変更ができないか主催者間で相談中

**歯科インプラント治療に係る問題
～身体的トラブルを中心に～
についての報告書が
独立行政法人国民生活センター
から公表される。
(平成23年12月22日)**

歯科保健医療情報収集等事業

- 平成23年に開始。日本歯科医学会に委託して事業を実施中
- 平成23年度に歯科インプラント治療の実状や歯科診療の際の院内感染防止対策等の問題について情報を収集
- 治療指針（ガイドライン）等を策定する動きあり。

インプラントの有無

年 齢 (歳)	人数(人)	割合 (%)		
	総 数	あり	なし	不詳
総 数	3,718	2.6	94.0	3.4
15～24	202	—	97.0	3.0
25～34	315	1.0	97.1	1.9
35～44	498	1.0	95.0	4.0
45～54	467	2.1	96.8	1.1
55～64	726	4.3	93.9	1.8
65～74	839	4.4	92.0	3.6
75～84	565	1.2	91.9	6.9
85～	106	2.8	90.6	6.6

医療情報の提供のあり方に関する検討会報告書

平成24年3月

(厚生労働省医政局)

医療に関する広告規制

- 医療機関のホームページ(HP)は引き続き医療法上の広告とみなさない。
 - 自由診療分野を中心としたガイドラインを国で作成
 - 関係団体等の自主的取組を促進
- 虚偽・誇大表示等の基準の明確化を図る必要がある。
- ガイドラインによる取組で改善が認められない場合は、対象を絞り、その後の対応(法規制を含む)を検討

**医療機関のホームページの内容の適切な在り方に関する指針
(医療機関ホームページガイドライン)**

平成24年9月28日策定

歯科衛生士法の改正について(1)

- 第10回チーム医療推進方策検討ワーキンググループ(平成24年8月8日開催)で、歯科衛生士法の見直しを検討し、改正について合意が得られ、
- 第13回チーム医療推進会議(平成24年8月22日開催)で、歯科衛生士法の見直しについて報告・合意
- 今後、改正に向け所要の準備を進める予定

歯科衛生士法の改正について(2)

1. 歯科衛生士が予防処置を実施する場合の歯科医師の関与の程度の見直し

法第2条第1項の予防処置を実施する場合、
例えば、

歯科医師と緊密な連携を確保した上で、
歯科医師の直接の指導までは要しないこと
とする。

改正の
方向性

歯科衛生士法の改正について(3)

2. 法の条文中の「女子」の文言の改正

改正の
方向性

法第2条第1項の規定中の「女子」を「者」に改め、男子については、
附則により同法の規定が準用されている現状を改める。

歯科技工士の法規改正の動き

- 歯科技工士法施行規則の一部改正を平成24年10月2日に実施
 - 歯科技工指示書の記載事項に患者氏名を追加
 - 歯科技工所の構造設備基準を新設（従来は局長通知で運用）
- 歯科技工士法改正を伴う、歯科技工士国家試験の全国統一ができないかについて、関係者のご意見を踏まえ、検討中

「歯科専門職の資質向上検討会」

の開催を準備中



皆様、本日はご静聴いただき
ありがとうございました。

皆様のこれからの益々のご活躍をお祈りいたします。